

地域建設業経営強化融資制度について

平成 21 年 11 月 30 日

本制度は、政府の「安心実現のための総合対策」に基づき国土交通省により創設された制度で、公共工事を受注している中小・中堅建設業者が工事代金債権を事業協同組合等に発注者の承諾を得て債権譲渡し、これを担保に建設業者は同組合から融資を受けることができる制度です。

石垣市における工事請負契約約款第 5 条第 1 項の「権利義務の譲渡等」について、下記のとおり運用します。

- 1 対象となる建設業者
本制度の対象となる建設業者は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が 20 億円以下、又は従業員数 1,500 人以下）です。
- 2 対象となる工事
石垣市が発注する 1,000 万円以上の建設工事を対象とします。
- 3 手続きの流れ
「石垣市地域建設業経営強化融資制度に係る債権に関する事務取扱要領」のとおり
- 5 債権譲渡の承諾
建設業者が債権譲渡を行うにあたっては、建設工事請負契約書に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。
- 6 債権譲渡を承諾する時点
当該工事の出来高が 2 分の 1 以上に到達したと認められる日以降とします。
- 7 債権譲渡先
債権譲渡先は、沖縄県建設事業協同組合又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。
- 8 その他
 - (1) 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべき制度ですので、債権譲渡の申請をしたことをもって経営状況が不安定であるとみなすことはありません。
 - (2) 請負者は、本制度又は下請セーフティネット債務保証事業による融資制度を選択して利用できます。
 - (3) 本制度又は下請セーフティネット債務保証事業による融資制度に係る借入金の額は、経営事項審査において、負債合計額から控除することができます。
- 9 実施時期
本制度は当面の間、令和 8 年 3 月末までの措置とします。